

## 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、在園児下の子の優先利用(以下「優先利用」という。)を実施し、この取り組みによって生じる私立保育所等の保育士等の配置を行うための費用の一部を補助することにより、優先利用の維持に努めるため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)並びにこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在園児下の子 私立保育所等に在籍する、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号に規定する児童の下の子で保護者の育児休業の取得に係る当該児童をいう。
- (2) 優先利用 浜松市保育施設の利用調整等に関する事務処理要綱(平成29年10月1日施行)第3条第2項に定める利用調整基準表の類型L番号23に定めるとおり、在園児下の子が1歳6か月になる日の当月までに在園児下の子の保護者が育児休業を終了し、在園児と同じ保育施設の利用を希望する場合、在園児下の子が優先的に入所する制度をいう。
- (3) 私立保育所等 市以外が設置する市内の認定こども園及び保育所
- (4) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (5) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (6) 保育士等 私立保育所等に勤務する保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者に限る。)及び保育業務に従事する職員をいう。

### (補助対象となる優先利用の要件)

第3条 優先利用の要件は、在園児下の子の保護者が、当該児童が1歳に達する日(誕生日の前日)まで育児休業を取得し、優先利用により1歳になる月から1歳6か月になる日の当月までに保護者が復職し、当該児童が入所する場合とする。

### (補助対象事業者の要件)

第4条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を完納している者
- (2) 私立保育所等において、優先利用を実施するための体制を確保する者

( 補助対象期間 )

第5条 補助対象期間は、補助対象事業者が当該年度の4月1日から翌年2月末日までの間、優先利用に係る保育士等を配置した期間又は次に掲げる取り扱いによるものとする。

- (1) 保護者及び在園児下の子が第3条の要件を満たし、当該年度において、当該児童の入所月を変更した場合は、補助対象期間は、変更後の入所月の前月までの期間。
- (2) 保護者が転勤等により、優先利用を取りやめた場合、補助対象期間は、事実が発覚した日の属する月の月末までの期間。

( 補助対象保育士等の雇用要件 )

第6条 補助対象事業者が事業実施に係る保育士等を雇用する要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育業務及び在園児下の子の保護者や市との連絡調整、保護者への相談対応等を行う者で、年度途中における交代を認める。
- (2) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「基準等」という。）に定める公定価格の算定に必要な職員と重複しない者。
- (3) 前号に掲げる職員の他、その他の補助金対象者と重複しない者。

( 補助金の算定基準 )

第7条 市長は、補助対象事業者が当事業を実施するために配置した保育士等の人件費として、別表により算出した額を補助対象事業者に補助するものとする。

( 事業実施申出書 )

第8条 補助対象事業者は、市長が定める日までに浜松市在園児下の子の優先利用支援事業実施申出書（第1号様式）（以下「事業実施申出書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、年度途中において、事業実施申出書に係る事業内容を変更する必要があるときは、市長が定める日までに浜松市在園児下の子の優先利用支援事業実施変更申出書（第2号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

( 交付の申請 )

第9条 補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

( 交付の決定 )

第 10 条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第 6 号様式）により、申請者に通知するものとする。

( 変更の申請 )

第 11 条 前条の交付決定通知を受けた者は、年度途中において、当該交付決定に係る事業内容を変更する必要があるときは、変更交付申請書（第 7 号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

( 変更の決定 )

第 12 条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、変更交付決定通知書（第 8 号様式）により、申請者に通知するものとする。

( 完了報告 )

第 13 条 交付決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書（第 9 号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

( 補助金の額の確定 )

第 14 条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第 10 号様式）により、申請者に通知するものとする。

( 補助金の取消し及び返還 )

第 15 条 市長は、決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、第 10 条又は第 12 条の決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (4) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

( 遵守すべき事項 )

第 1 6 条 補助対象事業者は、当補助金を当事業の保育士等の配置を行うための費用に充てなければならない。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの補助金に適用する。

別 表

補助対象経費	補助基準額	算出方法
<p>人件費(給料、職員手当、賃金、共済費等の合計額)</p>	<p>1施設当たり 年額2,406,000円を上限とする。</p>	<p>補助金額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

第1号様式

\_\_\_\_\_年度 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業実施申出書

施設名	
補助対象期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
補助対象経費 (人件費) 補助対象期間内	¥ 円(概算)
業務内容	
<添付書類> ・在園児下の子の入所計画 ・補助対象保育士等の雇用計画	
上記のとおり申し出ます。 <span style="float: right;">年 月 日</span> (あて先) 浜松市長 所在地 名称 代表者氏名	

第2号様式

\_\_\_\_\_年度 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業実施変更申出書

施設名	
変更内容	
<p>&lt;添付書類&gt; 下記の書類に変更があれば、変更後の書類を添付 ・在園児下の子の入所計画 ・補助対象保育士等の雇用計画</p>	
<p>上記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 浜松市長</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p>	





## 市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所  
(または所在地)

フリガナ  
氏 名  
(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印  
(法人の場合は法人代表者印 )

明・大・昭・平 年 月 日 生

法人設立年月日

明・大・昭・平 年 月 日

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 : 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又は、これらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)  
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

## 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり助成します。

### 記

#### 1 交付する事業

浜松市在園児下の子の優先利用支援事業

2 交付する金額      ¥ \_\_\_\_\_ 円

#### 3 交付の条件

- (1) 交付に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

印

## 変更交付申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた浜松市在園児下の子の優先利用支援事業の計画を次のとおり変更したいので申請します。

### 記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

既交付決定額	¥	円
追加額	¥	円
変更交付申請額	¥	円

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長

## 変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号に係る浜松市在園児下の子の  
優先利用支援事業費補助金の交付決定額 ¥ 円を下記のとおり  
変更決定します。

記

¥ \_\_\_\_\_ 円

### 交付の条件

- (1) 交付に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

## 補助事業完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号について、浜松市在園児  
下の子の優先利用支援事業が下記のとおり完了したので報告します。

### 記

- 1 完了年月日  
年 月 日
- 2 事業の内容・成果  
別紙のとおり
- 3 収支の状況ならびに補助事業により生じる収入金  
収支の状況・・・別紙収支決算（見込）書のとおり  
補助事業により生じる収入金・・・なし
- 4 交付確定を受けたい額  
  
¥ \_\_\_\_\_ 円
- 5 その他

第 年 月 号  
年 月 日

様

浜松市長

## 補助金確定通知書

年 月 日付けの補助事業完了報告書を審査の結果、下記の金額を  
年度浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金として確定します。

記

¥ \_\_\_\_\_ 円